



平成30年1月5日  
午前10発表  
稚内海上保安部

## 広報資料

問い合わせ先

稚内海上保安部

次長 酒部 直之

0162-22-0118

### 平成29年の海上犯罪取締り状況について

平成29年の稚内海上保安部管内における海上犯罪の取締り状況について、お知らせします。

稚内海上保安部は、水産資源の保護及び海洋環境の保全を図るべく巡回を強化してきたところ、「つぶ」等の違法採捕事犯や事業活動で発生した不要物の海洋投棄事犯など31件（昨年45件）の海上犯罪について旭川地方検察庁稚内支部等へ書類を送致しました。

罪種別送致状況は、刑法犯が3件（昨年3件）、海事関係法令違反が9件（昨年7件）、海上環境法令違反が7件（昨年10件）、漁業関係法令違反が8件（昨年24件）、その他4件（昨年1件）となっています。

刑法犯は、浸水等により船舶の往来を妨害する罪（業務上過失往来危険）であり、船舶運航上の過失に起因するものでした。

海事関係法令違反は、漁船を航行するに当たり、漁船への備え付けが義務付けられている漁船登録票の不備や船名の不標示等でした。

海上環境法令違反は、船舶に搭載中の燃料を海域に排出したことのほか、事業活動で生じた不要物の海洋投棄や家庭ごみの野焼きでした。

漁業関係法令違反は、ぎんなんそう、つぶ等の水産物を狙った密漁事犯であり、なかには漁具、漁法の制限に違反した道具を使用した違反者もいました。

その他は、遊漁船業を営むにあたり義務付けされた標識の不掲示等でした。

稚内海上保安部では、引き続き関係機関とも協力のうえ巡回を強化していきます。

< 漁業関係法令違反の主な事件 >

6月下旬、共同漁業権が設定されている漁場区域内において、つぶ等42個を密漁したとして、男性1名を漁業法違反等で検挙しました。

< 海上環境法令違反の主な事件 >

4月下旬、日常生活において発生した不要物を海岸に投棄のうえ焼却したとして、男性1名を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙しました。